

CCUS職種コード		3 3 型わく工－ 0 2 型枠解体工
能力評価実施団体		(一社) 日本型枠工事業協会
呼 称		型枠解体技能者
レベル 4	就業日数	2150日 (10年)
	保有資格	◇卓越した技能者 (現代の名工) 厚生労働大臣表彰 (型枠解体工等)〔94005〕 ◇登録型枠解体基幹技能者〔00051〕 ●レベル 2、レベル 3 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が645日 (3年)
レベル 3	就業日数	1505日 (7年)
	保有資格	●職長・安全衛生責任者教育〔60011〕 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習〔40029〕 ◇フォークリフト運転 (最大荷重1t以上) 技能講習〔40033〕 ◇はい作業主任者技能講習〔40017〕 ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が215日 (1年)
レベル 2	就業日数	645日 (3年)
	保有資格	●玉掛け (つり上げ荷重1t以上のクレーン等) 技能講習〔40040〕 ●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習〔40010〕 ●足場の組立て、解体または変更の作業 (地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く) に係る特別教育〔50052〕又は足場の組立て等作業主任者技能講習〔40011〕 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る特別教育〔50060〕 ●墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業 (ロープ高所作業を除く) に係る特別教育〔50058〕 ◇フォークリフトの運転 (最大荷重1t未満) の業務に係る特別教育〔50005〕 ◇高所作業車の運転 (作業床10m未満) の業務に係る特別教育〔50020〕又は高所作業車運転 (作業床の高さ10m以上) 技能講習〔40039〕
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者

※●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔 〕は、ccus職種コードを示している。 ※就業日数は、215日を1年として換算する。
 ※酸素欠乏・硫化水素危険作業、フォークリフト運転、高所作業車運転及び足場の組立て等作業の各資格において、上位の技能講習を修了している場合は、下位の特別教育を修了しているものとする。